

平成 30 年度税制改正大綱の注目点(2)

前号に続き、平成 30 年度税制改正大綱の注目項目の中から下記についてご説明します。

働き方の多様化への対応

給与所得控除から基礎控除への振替、青色申告特別控除額の見直し

資産税のその他の見直し

小規模宅地等の特例の見直し
一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

1. 働き方の多様化への対応

様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額や公的年金控除額を引き下げ、かわりに基礎控除額を引き上げようとするものです。

平成 32 年分以後の所得税、平成 33 年度分以後の個人住民税から見直しがなされます。

(1) 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額が 195 万円に引き下げられます。

(2) 公的年金等控除の見直し

- 公的年金控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 公的年金等の収入額が 1,000 万円を超えるときの控除額は、195.5 万円の上限が設けられます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下のときは一律 10 万円、2,000 万円を超えるときは一律 20 万円、見直し後の公的年金等控除額から差し引かれます。

(3) 基礎控除の見直し

- 基礎控除額が一律 10 万円引き上げられます。
- 合計所得金額が 2,500 万円を超えると、基礎控除の適用がなくなります。

(4) 同一生計配偶者等の

合計所得金額要件の見直し

- 基礎控除の引き上げに伴い、合計所得金額要件も見直されます。
- 同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が 48 万円以下（現行：38 万円）になります。
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）になります。
- 勤労学生控除の合計所得金額要件が 75 万円以下（現行：65 万円以下）になります。

(5) 青色申告特別控除額の見直し

- 控除額が 55 万円に引き下げられます（現行：65 万円）
- 総勘定元帳等の電磁的記録での備え付け保存、または e-Tax で所得税の確定申告を行うと控除額が 65 万円になります。

2. 資産税のその他の見直し

次の見直しは、平成 30 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等から適用されます。

(1) 小規模宅地等の特例の見直し

持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例について、相続開始前 3 年以内に 3 親等以内の親族等が所有する家屋に居住したことがあったり、相続開始時に居住している家屋を過去に所有していたことがある者は適用範囲から除外されます。

(2) 一般社団法人等に関する

贈与税等の見直し

- 一般社団法人等に対して財産を贈与した場合、贈与税等の負担が不当に減少することにならないとされる現行の要件のうちいずれかを満たさないときに贈与税が課税されます。
- 特定の一般社団法人に対して、当該役員が死亡した場合に相続税が課税されるようになります。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future